

移動用発電設備の規制及び 取扱いについて(3)

～自家発Q&A 第63回～

6月号では、電気事業法により事業用電気工作物として適用を受ける移動用発電設備の使用者に対し課せられている保安規程の作成、届出及び遵守義務について説明します。

Q 1

保安規程を課している目的は何ですか。

A 1

建設工事現場等では、移動用発電設備や移動用発電設備を電源とする様々な電気設備が使用されています。

電気事業法第42条では、電気設備の安全管理、取扱いの際の事故防止を図るため、自主的な規則の作成、届出及び遵守を設置者（設備使用者）に対し義務づけています。

この電気設備の保安確保を目的として定められる

規則が「保安規程」と呼ばれるものです。

使用者は、保安規程に基づき、電気設備の維持管理を行うことになります。

Q 2

では、具体的にはどのような内容を保安規程に盛り込めばよいのですか。

A 2

電気事業法施行規則第50条では、保安規程の内容については、表1のア～ケに掲げる事項に関して定めることとされています。

Q 3

A 2の特にア～ウについて、具体例はありますか。

表1

- | |
|---|
| <p>ア 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。</p> <p>イ 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。</p> <p>ウ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。</p> <p>エ 事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。</p> <p>オ 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。</p> <p>カ 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。</p> <p>キ 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。</p> <p>ク 事業用電気工作物の法定事業者検査に係る実施体制及び記録の保存に関すること。</p> <p>ケ その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項。</p> |
|---|

A3 アについては、設置者は、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定める必要があります。建設工事現場ごとではなく、現場を直接統括管理する会社の支店等を単位として、発電設備の保安業務における責任体制及び指揮命令・連絡系統等について明確化しなければなりません。

イについては、保安教育及び保安に関する訓練、また災害や電気事故発生を想定した実地訓練を行うことなどが挙げられます。

ウについては、建設現場の巡視回数や、巡視点検基準及び測定項目について、発電設備の取扱説明書に基づいた点検基準や、計器を用いた測定項目を策定することが挙げられます。

なお、保安規程に基づく点検整備を行った証とし

て、内発協では「**可搬形発電設備点検済証**」を交付しています。発電設備専門技術者による1年点検で異常が無かった場合に移動用発電設備に貼付するもので、建設業者や整備業者の方に活用されています。



可搬形発電設備点検済証

Q4 リース業者から移動用発電設備を借り受けた場合の保安規程はどうなりますか。

A4 リース業者から借用する場合であっても、電気事業法上、移動用発電設備を設置して使用する者（建設業者等）に対し使用上の保安確保として保安規程の作成・届出等が義務づけられています。

Q5 保安規程は作成と合わせて届出が義務づけられています。届出先はどこになりますか。

A5 届出先は経済産業大臣になりますが、実際の提出先は、大臣から権限が委任された移動用発電設備を使用する場所を管轄する「**産業保安監督部**」です。
(表2参照)

表2 産業保安監督部と管轄区域

名称	管轄区域
北海道産業保安監督部	北海道
関東東北産業保安監督部東北支部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
関東東北産業保安監督部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部
中部近畿産業保安監督部	長野県、岐阜県（一部除く）、静岡県（一部除く）、愛知県、三重県（一部除く）
中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	富山県、石川県、福井県（一部除く）、岐阜県の一部

(11面からのつづき)

表2 産業保安監督部と管轄区域

名 称	管轄区域
中部近畿産業保安監督部近畿支部	福井県の一部、三重県の一部、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（一部除く）、奈良県、和歌山県
中国四国産業保安監督部	兵庫県の一部、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県の一部、愛媛県の一部
中国四国産業保安監督部四国支部	徳島県、香川県（一部除く）、高知県、愛媛県（一部除く）
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
那覇産業保安監督事務所	沖縄県

(A5のつづき)

なお、移動の区域が二つ以上の管轄区域にある場合は、経済産業省に届出を行うことになります。

Q6

保安規程の届出を怠った場合や虚偽の届出をした場合はどうなりますか。

A6

電気事業法第120条に基づき、設備の使用者に対し30万円以下の罰金が課せられます。

